

平成 25 年 4 月 1 日制定

長期優良住宅建築計画に係る技術的審査業務手数料

(一財) 大分県建築住宅センター

業務内容 大分県内の所管行政庁が「長期優良住宅普及促進法」に基づいておこなう長期優良住宅建築等計画の認定に先立ち、当センターにおいて技術的審査を行い認定基準に適合していることを認める「適合証」を発行する。

業務区域 大分県内

審査範囲 技術的審査の範囲は下記による

□法第 6 条第 1 項第 1 号関係 (長期使用構造等)

- ・法第 2 条第 4 項第 1 号イ関係 (構造の腐食、腐朽及び摩損の防止)
- ・法第 2 条第 4 項第 1 号ロ関係 (地震に対する安全性の確保)
- ・法第 2 条第 4 項第 2 号関係 (構造及び設備の変更を容易にするための措置)
- ・法第 2 条第 4 項第 3 号関係 (維持保全を容易にするための措置)
- ・法第 2 条第 4 項第 4 号関係 (高齢者の利用上の利便性及び安全性)
- ・法第 2 条第 4 項第 4 号関係 (エネルギーの使用の効率性)

審査を行わない範囲 (該当する場合は所管行政庁で審査を行う)

□法第 6 条第 1 項第 2 号関係 (住宅の規模)

□法第 6 条第 1 項第 3 号関係 (居住環境の維持及び向上への配慮)

□法第 6 条第 1 項第 4 号イ及びロ又は同項第 5 号イ関係 (建築後の住宅の維持保全)

□法第 6 条第 1 項第 4 号ハ又は同項第 5 号ロ関係 (資金計画)

戸建住宅技術的審査手数料

申請種別		単独審査			併願審査
住宅種別		一般住宅	型式認定	製造者認証	共通
床面積 (㎡)	200 以下	41,000 円	36,000 円		5,250 円
	200 超	54,000 円	44,000 円		

共同住宅技術的審査手数料

申請種別		単独審査			併願審査
住宅種別		一般住宅	型式認定	製造者認証	共通
床面積 (㎡)	500 以下	90,000 円+ 戸数×6,500 円	54,000 円+ 戸数×6,500 円		戸数×5,250 円
	500 超 1,000 以下	150,000 円+ 戸数×6,500 円	80,000 円+戸数× 6,500 円		
	1,000 ㎡以上は設計性能評価料金による (音環境を除く)				

※単独審査 長期優良住宅技術的審査業務のみの申請

※併願審査 設計住宅性能評価の同時申請または設計性能評価書付きでの申請

(ただし、性能評価書は申請時点での告示により評価されたものとする)

設計評価の各項目の等級は長期優良住宅で指定する等級を確保しているものに限る。

※型式認定住宅・製造者認証住宅 住宅の品質確保に関する法律に基づく「住宅性能表示制度」により認定されたもの。

※限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は別途相談による。